

第6章 高安千塚古墳群の保存管理

第1節 保存管理の方向性

史跡高安千塚古墳群の「保存管理」の現状と課題を踏まえた下記の3つの方向性をもとに、「保存管理」の具体的な方法を定める。

「保存管理」の対象は、史跡指定地の範囲が基本となるが、高安千塚古墳群を構成する各支群のなかの未指定地の範囲についても、必要に応じて検討の対象とする。

①適切な古墳の保存管理

⇒ 第2節 (1)～(4)

【方向性】

古墳群を構成する各古墳の状況を把握するため、継続的な調査・研究や、適切な保存を目指した管理を行う。特に、墳丘上の樹木の適切な管理を行う。

史跡指定地は現状維持を基本とし、史跡の保存に影響を与えるような現状変更等は原則としてできない。

土地所有者による日常的な管理以外に、墳丘の削平や表土の流出、石室の破損、樹木の管理など、保存管理の問題点を抱えていることから、史跡の管理団体である八尾市は、古墳の現状を把握し、適切な保存、管理の方法と対策を講じる。特に、古墳の保存に影響を与える墳丘上の樹木等の状態把握と継続的な樹木の植生管理が必要となる。

また、高安千塚古墳群を構成する古墳個々の価値を把握し、今後の保存管理に活かすため、調査・研究を進める。

②植木畑と調和した保存管理

⇒ 第2節 (5)

【方向性】

古墳の保存と植木畑の利用が調和できるよう検討する。

史跡指定地の57.5%が植木畑であることから、古墳の保存と植木畑の営農との調和を図らなければならない。そのため、植木畑の現状変更を含めた「取扱い基準」を定め、適切な保存・管理を進める。

③未指定地の古墳の保存

⇒ 第3節・第4節

【方向性】

高安千塚古墳群の未指定地および周辺古墳の保存のあり方を短期・中長期の視点をもって検討する。

高安千塚古墳群全体の保全を図るため、史跡指定地とともに、古墳群を構成する4支群内の未指定地や高安千塚古墳群と密接な関係を有する古墳の保存及びその取扱いや方法を検討する。

第2節 保存管理

(1) 史跡を構成する要素

高安千塚古墳群は、史跡指定地である「史跡高安千塚古墳群」と、史跡指定地外の「周知の埋蔵文化財包蔵地」にあたる範囲で構成される。

史跡の本質的価値を次世代へと確実に伝達するため、史跡指定地を「**1. 本質的価値を構成する要素**」と、本質的価値に関連する「**2. 本質的価値を構成する要素ではないが、保存活用するために必要な要素**」、それ以外の「**3. その他の要素**」に定義、3分類し、これらを確実に把握することが必要となる。

表 6-1 高安千塚古墳群を構成する要素

高安千塚古墳群 を構成する要素	史跡指定地 (史跡高安千塚古墳群)	1. 本質的価値を構成する要素 ・古墳、古墳群が立地する地形
		2. 本質的価値を構成する要素ではないが、保存活用するために必要な要素 ・保存管理に必要なもの ・本質的価値を伝えるために必要なもの
		3. その他の要素 ・本質的価値に直接かかわらないもの
	史跡指定地周辺 (周知の埋蔵文化財包蔵地としての高安千塚古墳群)	

① 史跡高安千塚古墳群を構成する各要素の内容

1. 本質的価値を構成する要素

史跡の指定理由に示された高安千塚古墳群の本質的価値を構成する中心的な要素で、現状を維持し、適切に保存、公開すべきものである。

- 古墳 1) 地表面に顕在している遺構：墳丘（盛土）・石室
 2) 地下に埋没している遺構：墳丘（裾部等）・外表施設（周溝・列石等）

○古墳群が立地する地形：群集墳として古墳が連なる立地や連続性のある景観

2. 本質的価値を構成する要素ではないが、保存活用するために必要な要素

史跡の本質的価値の保存管理、活用を進める上で必要な要素で、今後の適切な保存と活用を行う上で、機能や取扱いを検討するものである。

○**保存管理に必要なもの**：里道・フェンス・土地境界標

○**本質的価値を伝えるために必要なもの**：古墳名板・説明板

3. その他の要素

史跡を適切に保存管理していく上で、古墳への影響等を含めて、その取扱いを検討しておくべき、下記の諸要素がある（表 6-6～8 参照）。

○**植木畑**：服部川支群の史跡指定地の約 60%が畑で、植木（庭園木）の栽培を行っている。

ただし、各植木畑での植木の栽培状況に違いがあり、さらに放置された植木などもあることから、史跡の保存及び適切な管理を行う上で、植木等の状態を把握し、取扱いを検討する必要がある。

○**森林**：自生する樹林が繁茂、高木化しており、古墳の保存上影響が生じていることから、伐採や伐根等を含めた森林の植生管理を検討する。

○**工作物（石垣）**：戦後の農地解放前後に造られたもので、植木畑の耕作単位で土地境界を示していることが多い。古墳を取り込んだ石垣もあり、史跡の保存上、除却の要、不要を判別し、適切な措置を検討する。

○**建築物及びその他の工作物（簡易柵・ブロック塀・電柱・ガードレール・作業小屋・倉庫・簡易焼却炉・資材置き場等）**：

既存の建築物及び工作物等の改修時等の取扱いや将来的な除却等について、検討する。

○**道路（アスファルト舗装等）、水路、埋設管**：既設物の改修等の取扱いについて、検討する。

②史跡高安千塚古墳群を構成する要素の例

1. 本質的価値を構成する要素



墳丘（服部川 20 号墳）



石室（服部川 7 号墳）

図 6-1 本質的価値を構成する要素：墳丘・石室



連続する古墳群の景観



連続する古墳群の景観

図 6-2 本質的価値を構成する要素：古墳群が立地する地形

2. 本質的価値を構成する要素ではないが、保存活用するために必要な要素



保存管理に必要なもの：里道



本質的価値を伝えるために必要なもの：古墳名板

図 6-3 史跡を保存管理するために必要な要素

3. その他の要素



石垣



コンクリート通路



庭石置場と照明柱



小屋



植木畑



森林

図 6-4 その他の要素

(2) 保存管理の方法

① 史跡高安千塚古墳群を構成する要素の保存管理の方法

史跡を構成する要素ごとの適切な保存管理のための方法を以下に示す。

表 6-2 史跡を構成する要素の保存管理

構成要素の分類			保存管理の方法
1. 本質的価値を構成する要素	地表面に顕在している遺構	墳丘	・現状を把握するため、定期的な観察と、「古墳管理台帳」による管理を行う。 ・本質的価値を構成する要素を損なう可能性がある場合は、適切な復旧、修理を検討する。
		石室	
	地下に埋没している遺構	墳丘	・現状変更の必要が生じた時は、事前に遺構確認調査を行い、遺構の有無を確認する。
		外表施設	
	古墳群が立地する地形		・古墳の保存を行いつつ、古墳が連続する景観眺望の維持に留意する。
2. 本質的価値を構成する要素ではないが、保存活用するために必要な要素	本質的価値を伝える活用に必要なもの	古墳名板・説明板等	・見学可能な古墳を検討し、設置を行う。
	保存管理に必要なもの	里道・フェンス・土地境界標	・現状維持を基本とするが、変更の必要が生じた時は、本質的価値を構成する要素が損なわれないよう、十分に配慮する。
3. その他の要素	植木畑・森林		・古墳の保存への影響に留意しつつ、樹木の状態を把握し、適切な植生管理を行う。
	工作物・道路		・現状維持を基本とするが、変更の必要が生じた時は、本質的価値を構成する要素が損なわれないよう、十分に配慮する。将来的な除却等を検討する。

② 古墳管理台帳による保存管理

墳丘及び石室の保存管理にあたっては、地番ごと及び古墳ごとの状態を把握した「古墳管理台帳」を作成し、古墳の保存管理を行う（図 6-5、図 6-6 参照）。

さらに定期的な観察を行い、古墳管理台帳の更新を行う。将来、墳丘及び石室の保存管理上、対策の必要が生じる古墳については、修理等の方法を検討する。

〔古墳管理台帳の内容〕

- ・墳丘及び石室等の情報：古墳の基本情報、保存状態、土地利用等の状況
- ・植生の情報：植木の位置や樹種及び樹高等の経年変化の情報
- ・その他工作物等の情報
- ・現状変更の取扱いの更新履歴

大字服部川 693-4

更新日：平成 28 年 7 月 29 日

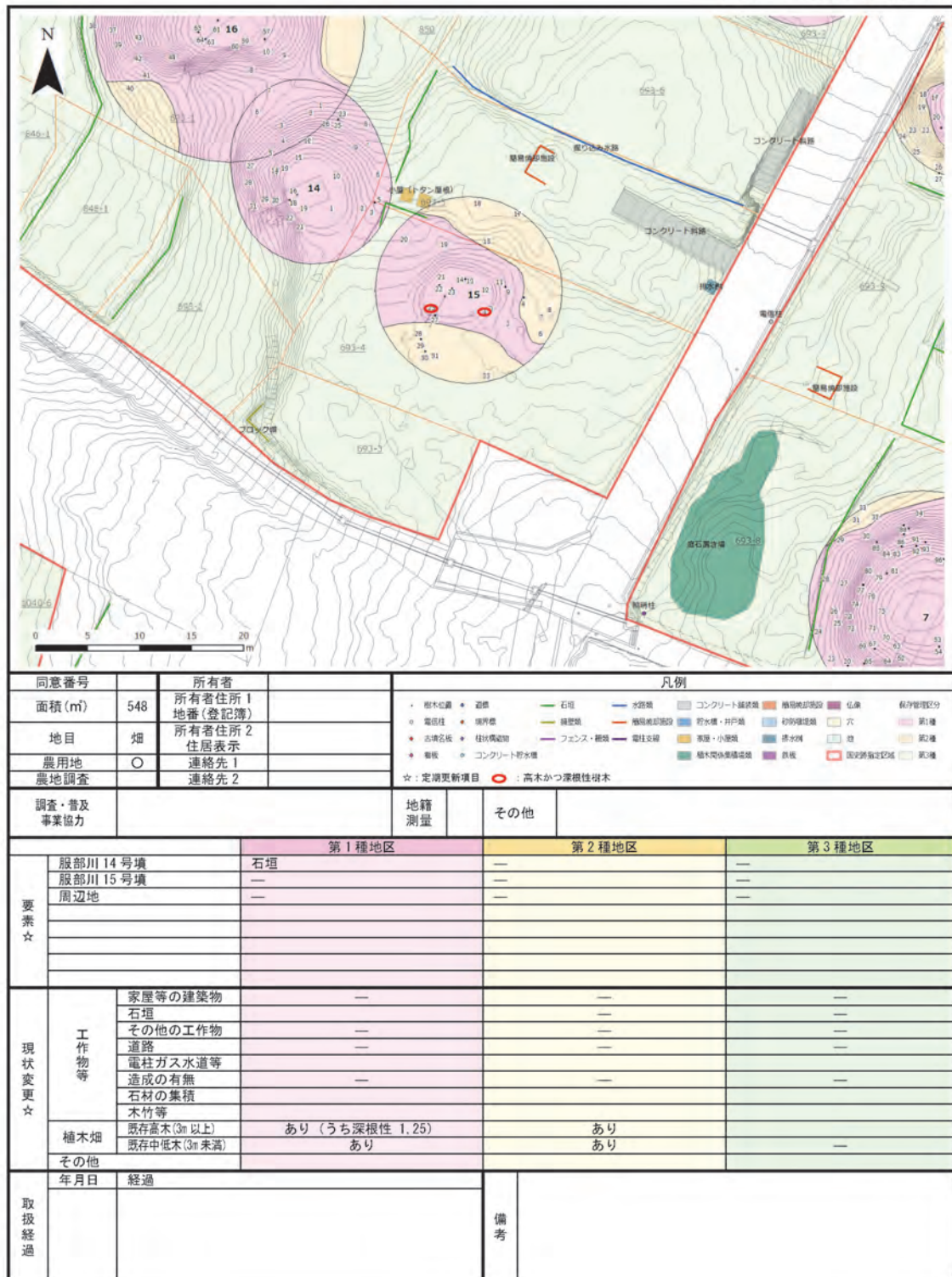


図 6-5 古墳管理台帳サンプル(地番カルテ)

服部川 15 号墳

服15

15-2

15-1

図 6-6 古墳管理台帳サンプル（古墳カルテ）

③墳丘上の樹木の樹生管理

1) 定期的な観察

墳丘上の樹木について、古墳の保存に影響をおよぼす恐れがあるため、植生の調査（枯れ・衰弱の確認、大木化の記録）を定期的実施し、樹木の状況を確認する。樹木の状況は、「保全（維持）」・「注意」・「危険（伐採候補）」・「伐採」を判定し、「古墳管理台帳」に記録する。

樹木・樹林が古墳に与える影響については、表 6-3 の予防・対応策を短期・中長期の視点で検討する。

2) 伐採の検討

古墳の保存上、「伐採」が必要となった場合は、土地所有者と調整した上で、伐採を実施する。

表 6-3 樹木・樹林が古墳に与える影響と予防・対応策

樹木・樹林による影響		予防・対応策		
		短期的な対応	中長期的な対応	留意事項
大木化	大木化によって、墳丘、石室が樹木の自重で圧迫される。	・古墳の保存上緊急を要する樹木の選定及び伐採、抜根	・大木の伐採 ・成長を抑制させる樹木管理	
根の侵入	根の侵入によって、墳丘、石室が破壊される。	・古墳の保存上緊急を要する樹木の選定及び伐採、抜根	・伐採、抜根あるいは根の成長抑制	
衰弱木・枯木	衰弱木、枯木、倒木によって、石室、墳丘が破壊される。見学者への被害が生じる。	・枯木、衰弱木の除去及び伐採	・枯木、衰弱木の継続的調査 ・間伐等の森林管理	
地表の露出	地被植物や落葉がないことで、墳丘が露出、乾燥し、土砂流出ならびに石室の崩壊が懸念される。	・地被植物の生育促進	・常緑樹の優先的な伐採 ・落葉樹の健全度を高めるための間伐 ・地被植物及び落葉樹の適正管理	
森林環境の悪化	樹林が鬱蒼としており、古墳が分かりにくくなり、連なった古墳群の景観の維持が難しくなる。森林環境が悪化すると、風倒木や竹林拡大など古墳や史跡、見学者への被害が生じる。	・視認性を悪化させている枝の剪定、伐採、抜根	・森林健全度調査の実施 ・間伐等の森林管理	景観向上への寄与など保存活用上活かせる樹木は伐採しない。

（３）現状変更の取扱い

①現状変更の取扱い

高安千塚古墳群の本質的価値を恒久的に保存するため、史跡指定地は、現状維持が基本となる。

そのため、史跡の現状を変更し、またはその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、国（文化庁長官）に申請を行い、許可を受けなければならない。（文化財保護法第 125 条による「**現状変更等の制限**」）。

土地所有者等が現状変更を行う前には、文化庁及び大阪府教育庁、八尾市教育委員会の関係機関と充分協議を行わなければならない。

ただし、維持の措置や災害等の応急措置等の場合は、許可申請は不要である。また、従来の土地利用を継続するための日常的な耕作や維持管理についても、古墳の保存に影響がない限り、許可申請は不要となる。

②市教育委員会による許可

高安千塚古墳群の本質的価値を損なうことがなく、史跡に与える影響が軽微なものや史跡の保存管理、活用のために必要なものに限り、市（市教育委員会）で許可することができる。

- ・小規模建築物の増築（新築は除く）や改築・工作物の設置、改修・道路の舗装や修繕、木竹の伐採等の軽微な現状変更（文化財保護法施行令第 5 条第 4 項第 1 号イ～チによる・「**（４）現状変更の取扱い基準**」参照）
- ・本計画で定める高安千塚古墳群特有の植木畑における取扱い基準に基づくもの（文化財保護法施行令第 5 条第 4 項第 1 号ヲによる・「**（５）植木畑における現状変更の取扱い**」参照）。

③現状変更の許可を要しない行為

- ・史跡のき損及び衰亡している場合の現状復旧や非常災害における応急措置（文化財保護法第 125 条・特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則第 4 条）
- ・日常的な清掃や草刈、剪定及び剪定樹木の除去などの維持管理や畑での耕作

④保存管理区分の定義と方針

現状変更の取扱いを適切に判断し、対応していくために、高安千塚古墳群の本質的価値を構成する墳丘及び石室の保存（遺存）状態や土地利用の状況をもとにした「保存管理区分」を設定する。

「保存管理区分」により、史跡指定地内を3つ（第1種地区～第3種地区）に分ける。この定義と保存の方針については、以下のとおりとなる。

第1種地区：石室及び良好に遺存する墳丘範囲

定義：高安千塚古墳群の本質的な価値を示す、顕在している古墳の遺構である墳丘及び石室が良好に残る地区である。現状顕在していないが、発掘調査等で古墳に関する遺構等が確認された場合にはこの地区になる。

方針：古墳を現状維持し、保存する。

第2種地区：上部が削平された墳丘範囲

定義：高安千塚古墳群の本質的価値を示すが、後世に墳丘上部が削平されたと考えられる地区である。古墳に関する遺構が地下に遺存している可能性があるが、過去に墳丘が削平されて顕在しておらず、植木畑等に利用されていることが多い。また、現状で確認が困難であるが、古墳の可能性がある地点も含んでいる。

方針：地下に存する古墳に関する遺構に影響のない範囲で現状変更を認める。

第3種地区：古墳の周辺

定義：古墳の周辺で、現状、古墳に関する遺構が存在しないと考えられる地区である。

方針：地下に古墳に関する遺構がなく、景観に大きな影響を及ぼさない限り、現状変更を認める。

⑤保存管理区分の取扱いの変更

保存管理区分の位置等が明確でない場合、現地を目視による確認だけでなく、事前の遺構確認調査により、古墳及び関連する遺構の有無を確認した上で、古墳の保存を図る。

遺構確認調査の結果によって、第3種地区から第1種地区もしくは第2種地区へ、または第2種地区から第1種地区もしくは第3種地区への取扱いの変更も必要となる。

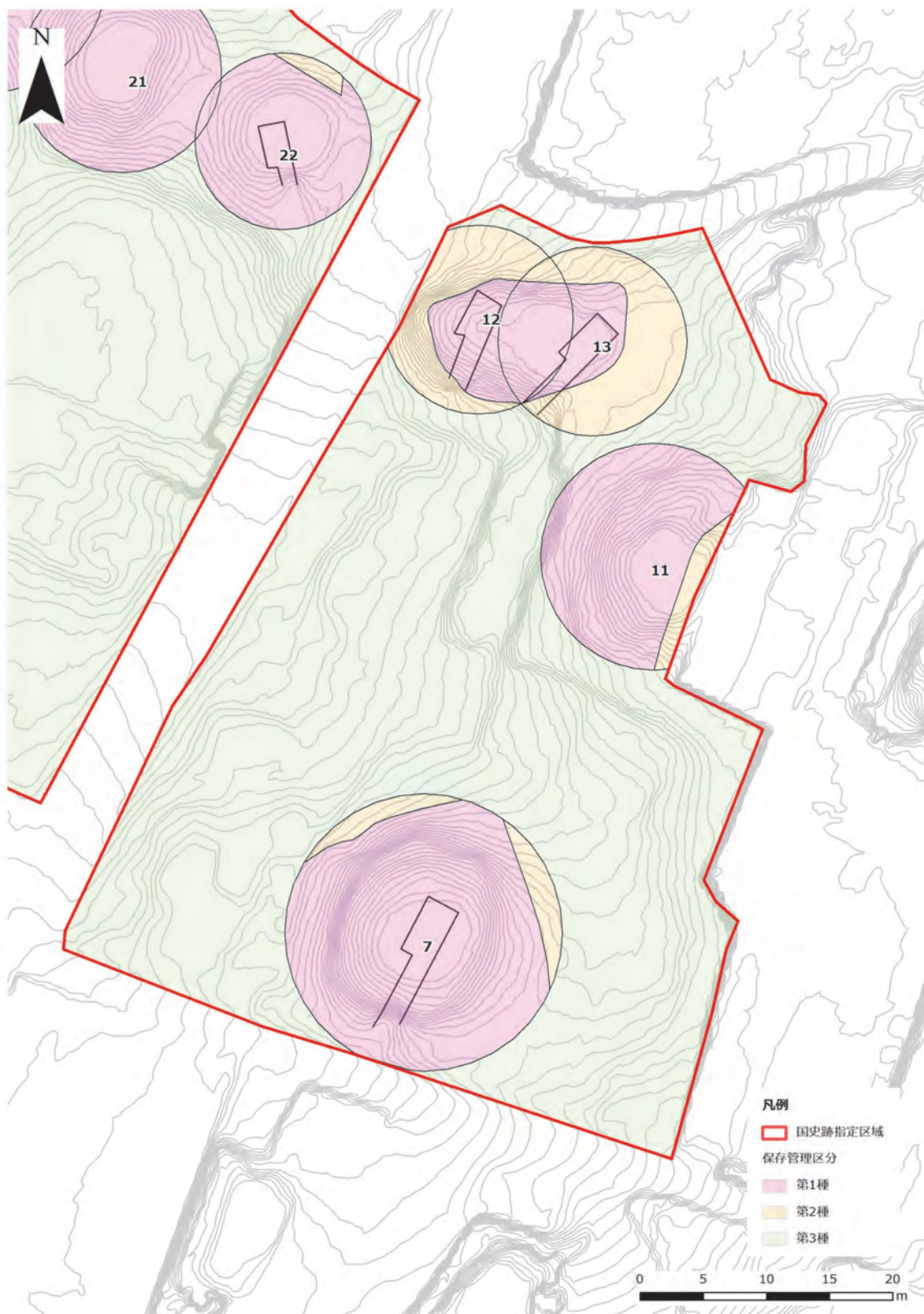


图 6-7 保存管理区分模式图

⑥保存管理区分

【古墳群全域】

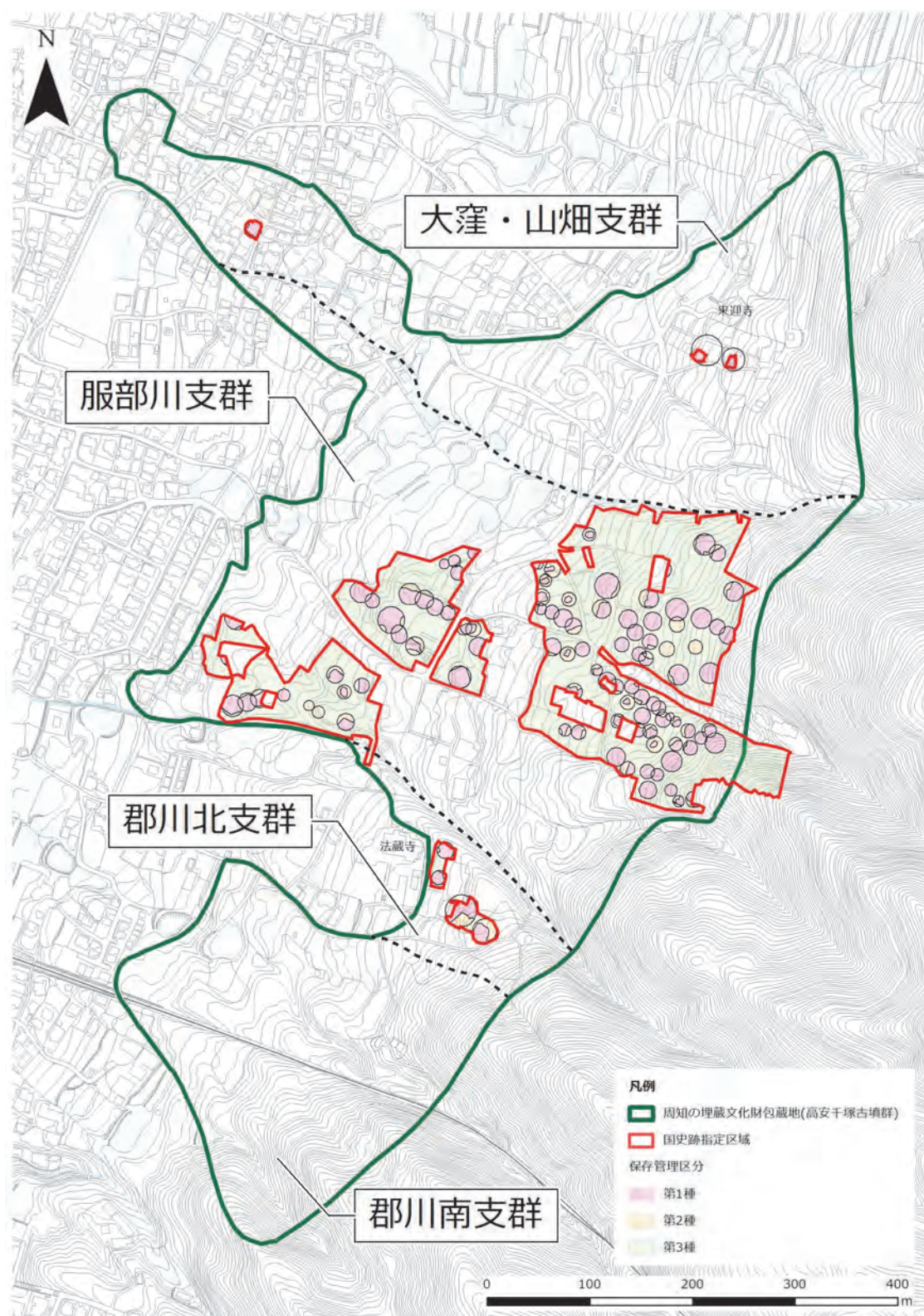


図 6-8 史跡指定地の保存管理区分

【服部川支群】

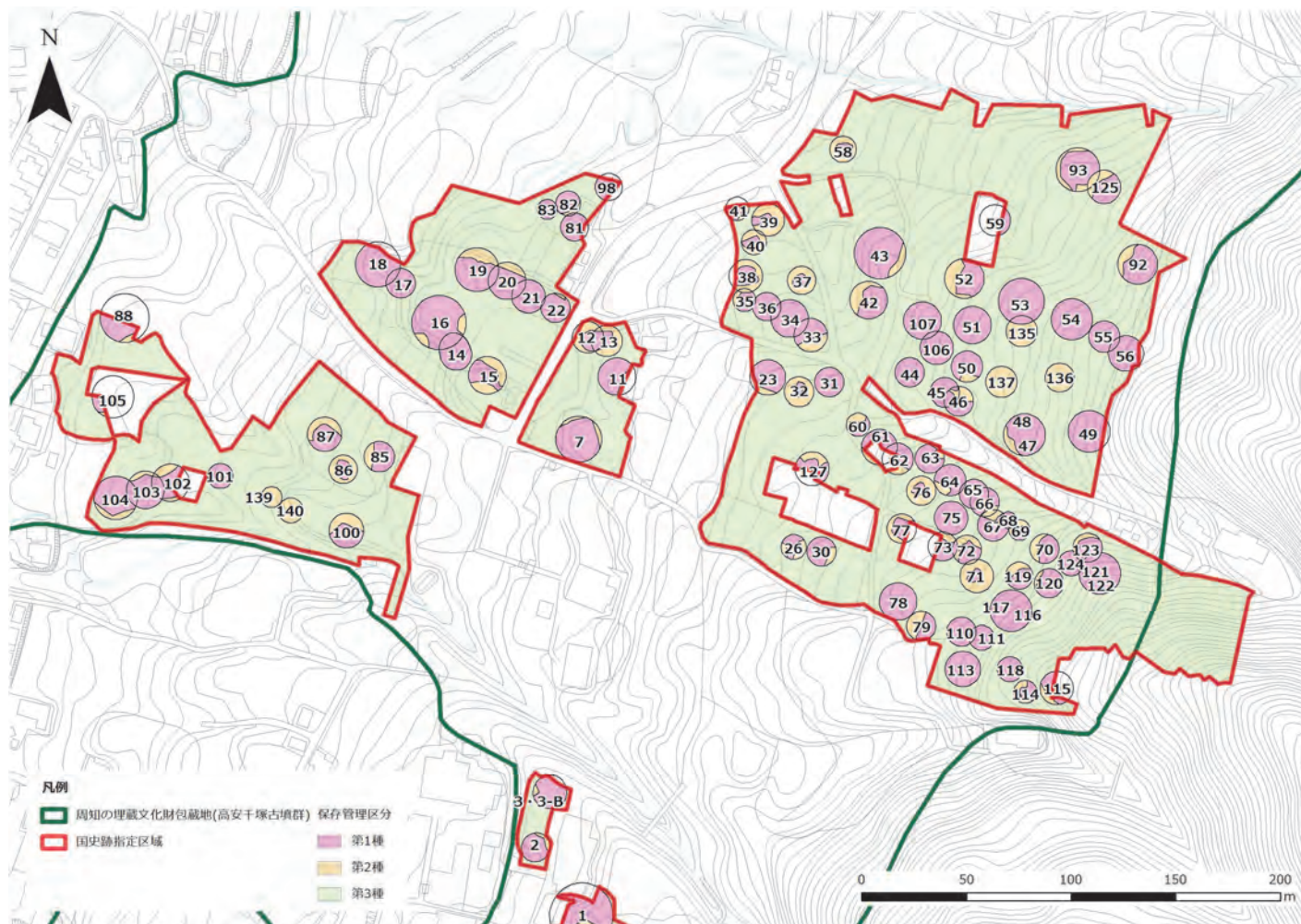


図 6-9 服部川支群の保存管理区分

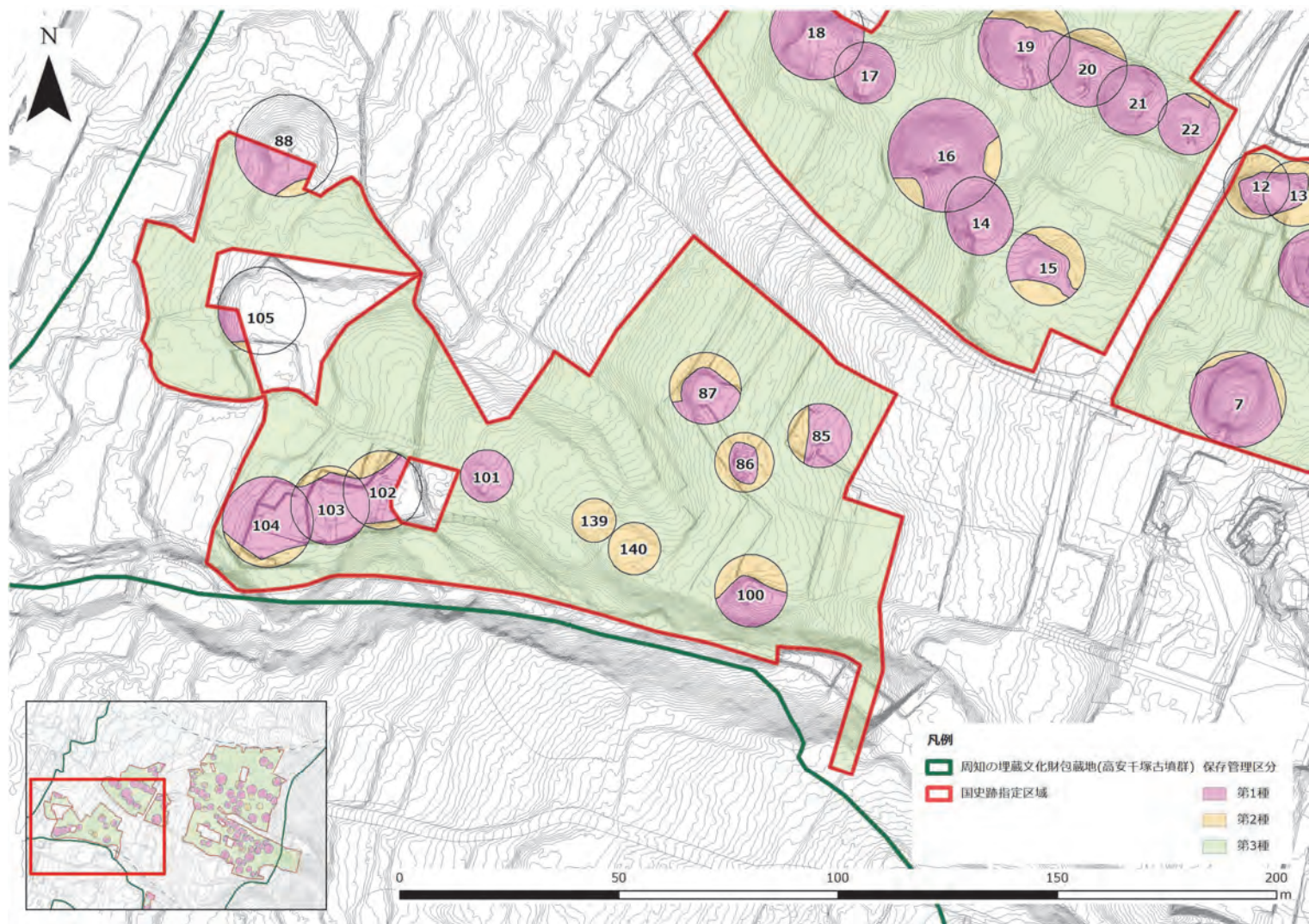


図 6-10 服部川支群の保存管理区分（詳細 1）（縮尺 1/1,500）

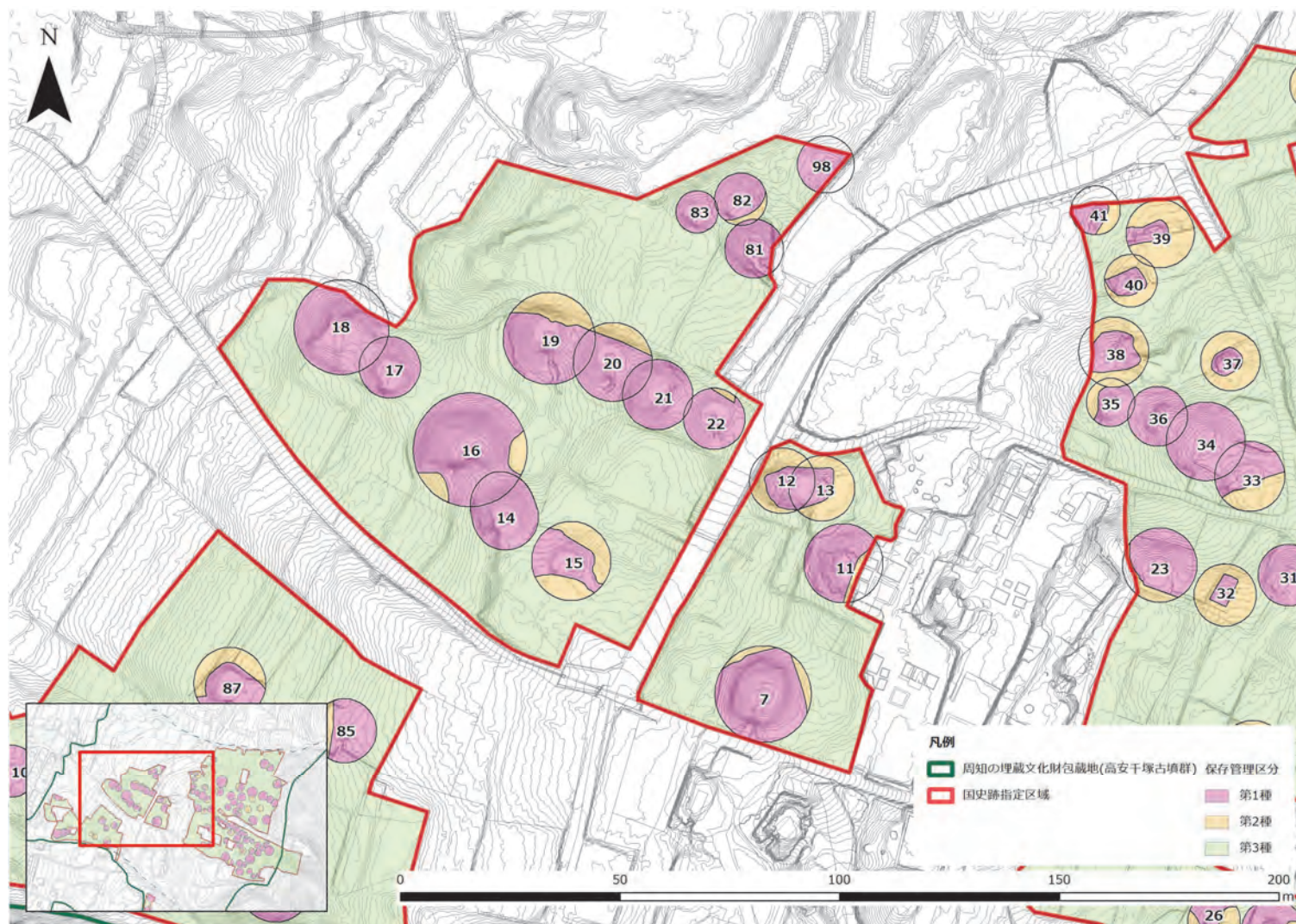


図 6-11 服部川支群の保存管理区分（詳細 2）（縮尺 1/1,500）

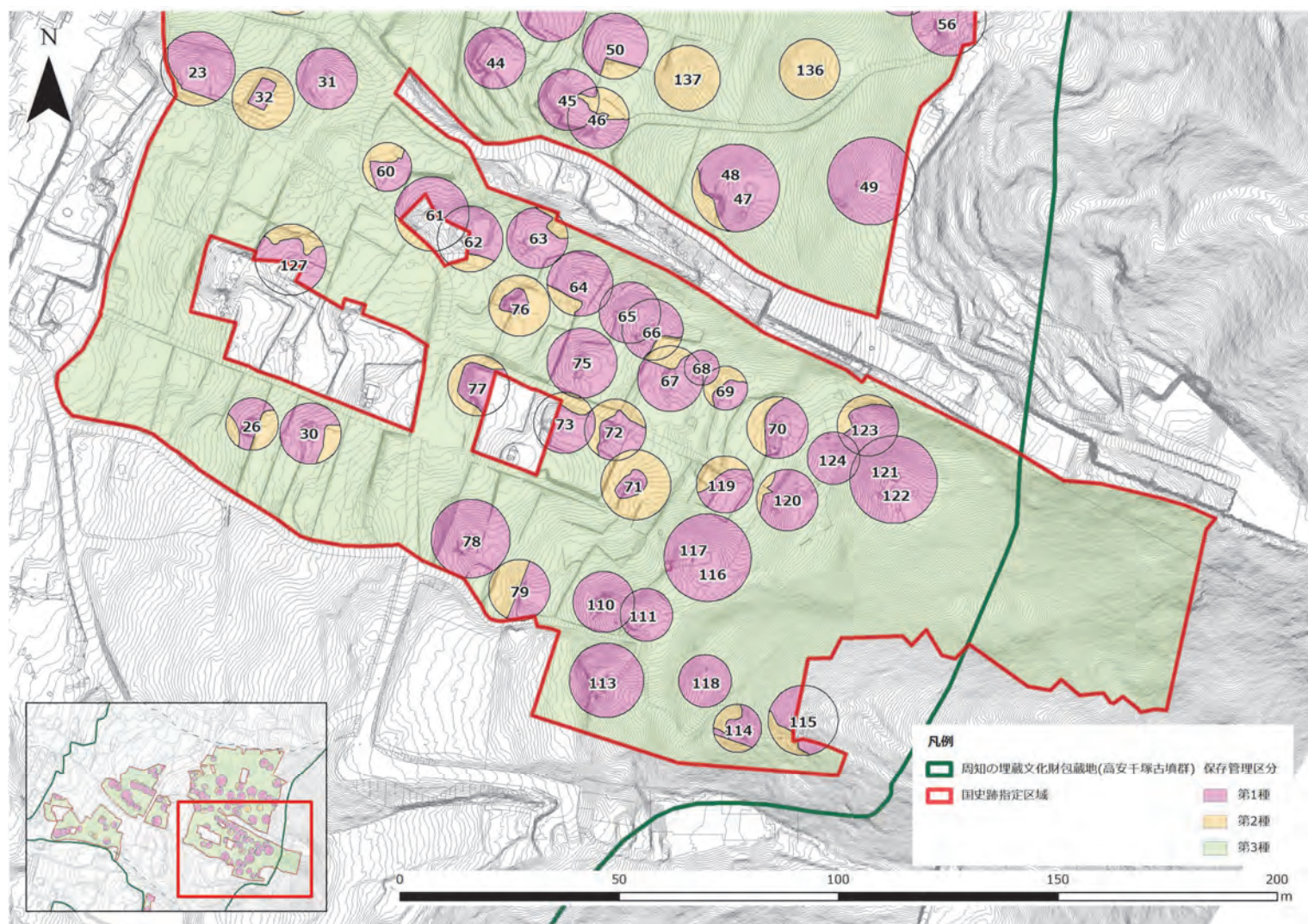


図 6-12 服部川支群の保存管理区分（詳細3）（縮尺 1/1,500）

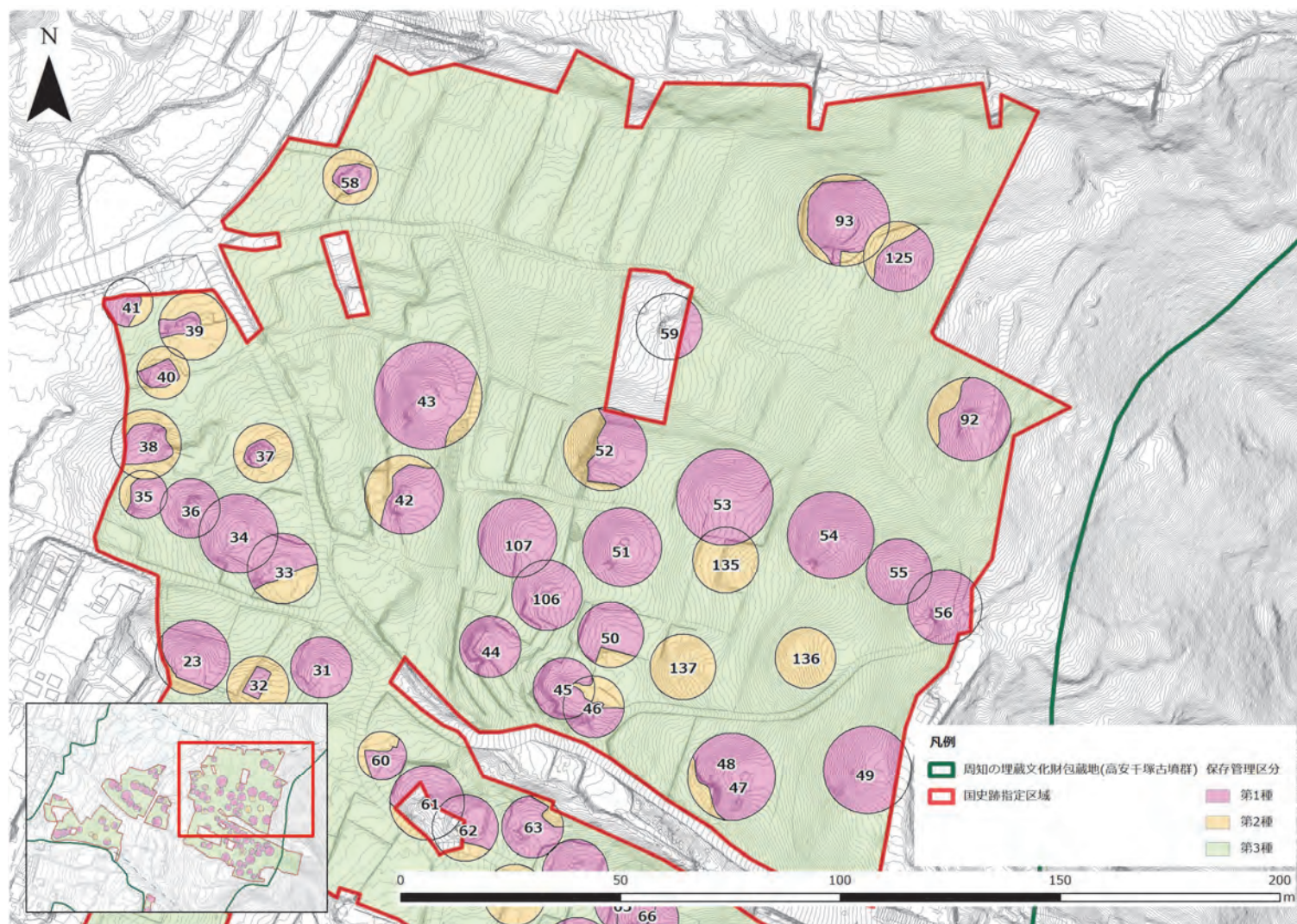


図 6-13 服部川支群の保存管理区分（詳細 4）（縮尺 1/1,500）

【大窪・山畑支群】

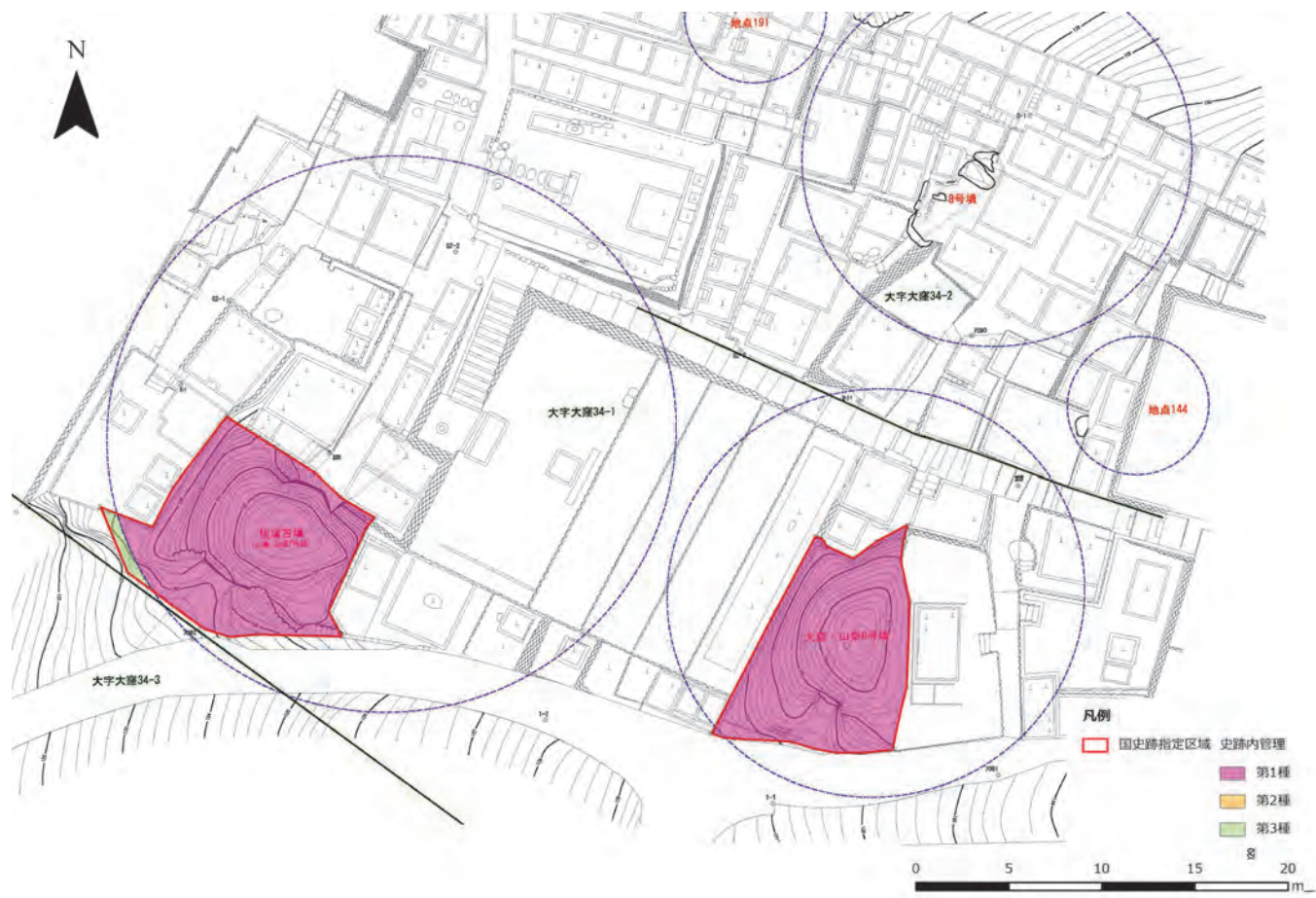


図 6-14 大窪・山畑 6 号墳・7 号墳の保存管理区分（縮尺 1/400）

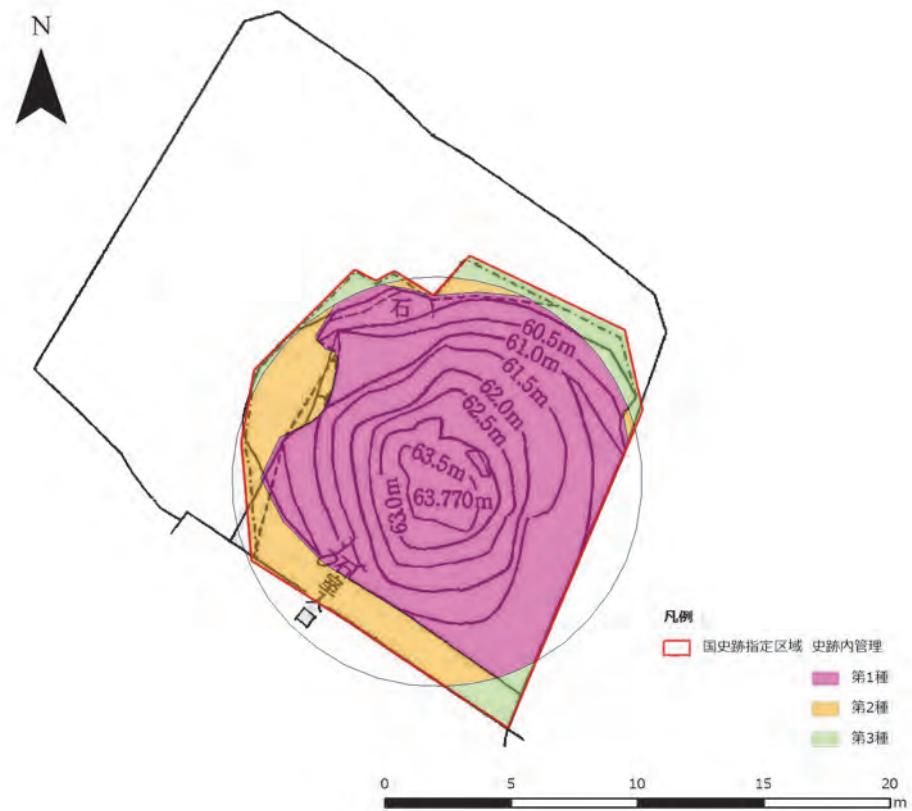


図 6-15 大窪・山畑 27 号墳の保存管理区分（縮尺 1/300）

【郡川北支群】

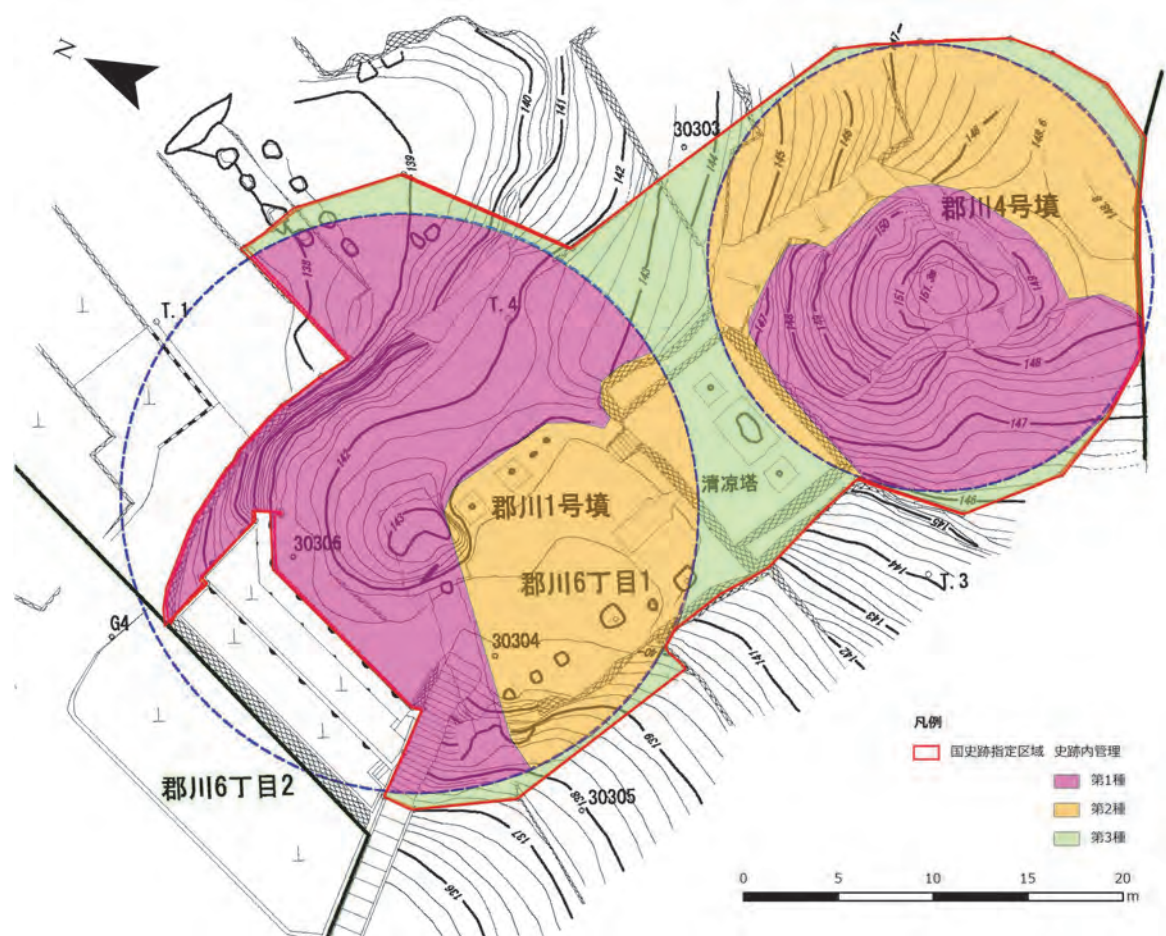


図 6-16 郡川 1 号墳・4 号墳の保存管理区分（縮尺 1/400）

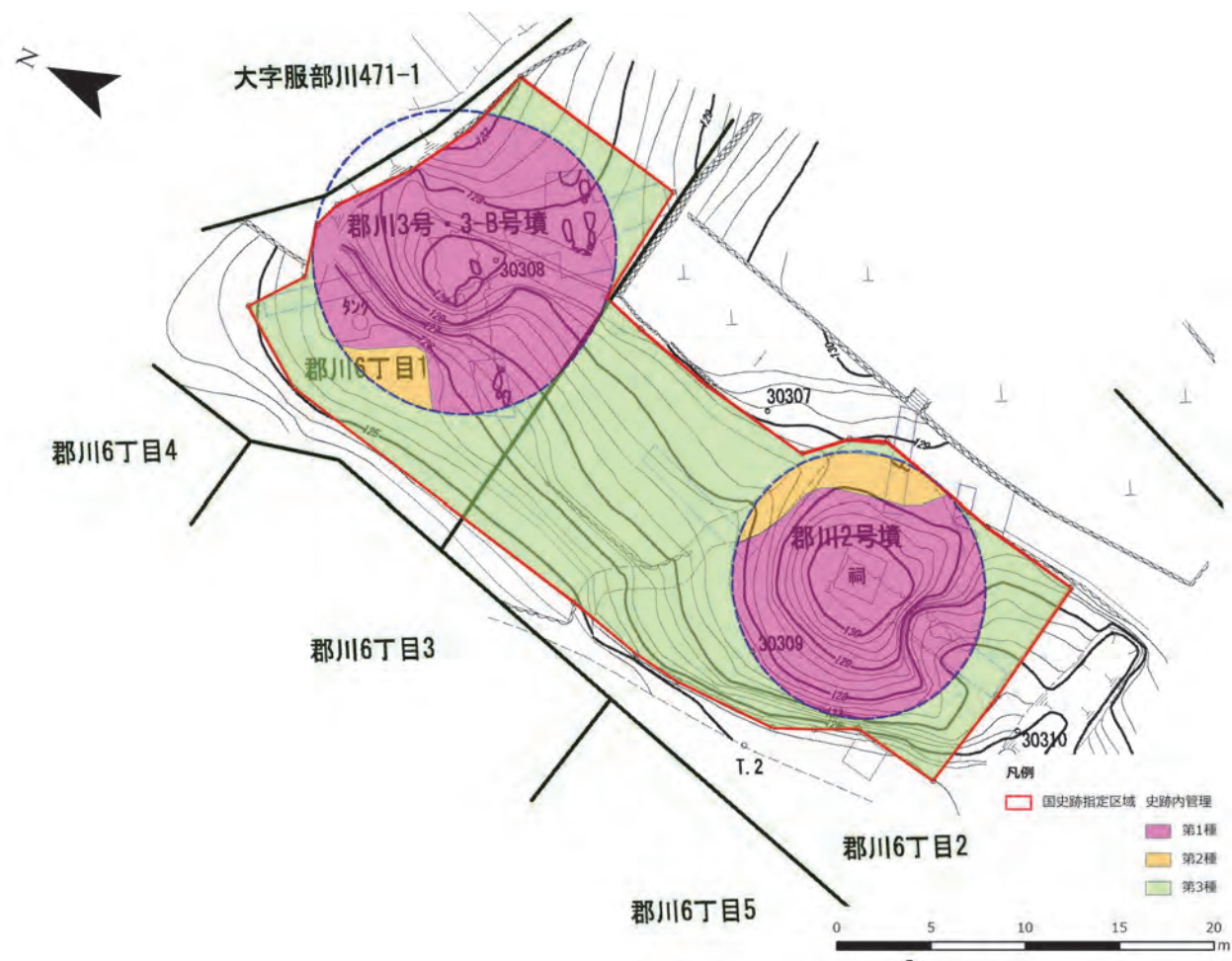


図 6-17 郡川 2 号墳・3 号墳の保存管理区分 (縮尺 1/400)

(4) 現状変更の取扱い基準

①基本的な考え方

現状変更の取扱いは、「(3) 現状変更の取扱い」で定めた第1種～第3種地区の保存管理区分ごとに、文化財保護法施行令第5条第4項における建築物や工作物等の現状変更の内容（図 6-19～29 参照）に応じて、表 6-4 の「地区別の現状変更の取扱い基準」のとおり、対応する。

高安千塚古墳群の本質的価値である古墳の保存を前提として、史跡の保存管理、活用の機能が損なわれず、地下遺構や史跡にふさわしい周辺景観に影響のない範囲で現状変更を認めるものである。また、高安千塚古墳群の保存管理及び活用のために必要な整備等については、現状変更を認めるものとするが、今後の整備計画の中でその機能や配置を十分検討する必要がある。

高安千塚古墳群特有の「植木畑」における取扱い基準については、次項で定める。

②取扱いの方法

現状変更の実施前に、申請者と八尾市教育委員会は、事前に協議を行い、「古墳管理台帳」をもとにして現状変更の許可判断を行う。

ただし、保存管理区分が不明確な場合、遺構確認調査が必要となる場合がある。掘削を伴う現状変更に際しては、古墳に関する遺構への影響を確認するため、事前の遺構確認調査を行った上で、現状変更の許可を判断する場合がある（図 6-18 参照）。

表 6-4 地区別の現状変更の取扱い基準

現状変更の内容				第1種地区	第2種地区	第3種地区
				石室及び良好に遺存する墳丘範囲	上部が削平された墳丘範囲	古墳の周辺
家屋等の建築物	増築・改築 (※新築は認めない。)			古墳の保存上認めない。		[申請先:国／申請先:市・施行令第5条第4項第1号ロ規定の小規模建築物] 史跡の保存管理、活用の機能が損なわれず、地下遺構や周辺景観に影響のない範囲で認める。
	除却 (施行令第5条第4項第1号へによる)			[申請先:市] 地下遺構に影響のない範囲で認める。		
工作物	石垣	既存の補修・改修			[申請先:市] 農作業や山林管理上必要な場合に限り、地下遺構や周辺景観に影響のない範囲で認める。	
		新たな設置			[申請先:市] 農作業、山林管理上必要な場合に限り、地下遺構や周辺景観に影響のない範囲で認める。	
	その他の工作物 (既設道路にある電柱・道路標識・ガードレール等を含む)	土地の掘削、形状変更なし	既存工作物の補修・改修等 (施行令第5条第4項第1号ハによる)	[申請先:市] 原則的に撤去以外は認めない。農作業、山林管理上必要な場合に限り、地下遺構や周辺景観に影響のない範囲で認める。	[申請先:市] 農作業、山林管理上必要な場合に限り、地下遺構や周辺景観に影響のない範囲で認める。	
			新たな設置	古墳の保存上認めない。		[申請先:市] 農作業、山林管理上必要な場合に限り、地下遺構や周辺景観に影響のない範囲で認める。
		土地の掘削、形状変更あり	既存工作物の補修・改修等および新たな設置	古墳の保存上認めない。		[申請先:国] 農作業、山林管理上必要な場合に限り、地下遺構や周辺景観に影響のない範囲で認める。
	道路(里道、その他通路等)・水路等	既存道路・水路の舗装・修繕等 (施行令第5条第4項第1号ハによる)			古墳の保存上認めない。	[申請先:市] 史跡の保存管理、活用の機能が損なわれず、地下遺構や周辺景観に影響のない範囲で認める。
新たな設置			古墳の保存上認めない。			
電柱、電線、ガス管、水管、下水道管	既存物件の補修・改修等 (施行令第5条第4項第1号ホによる)			古墳の保存上認めない。	[申請先:市] 史跡の保存管理、活用の機能が損なわれず、地下遺構や周辺景観に影響のない範囲で認める。	
	新たな設置			古墳の保存上認めない。		
造成工事(切土・盛土等)				史跡の保存管理、活用に必要な場合以外は、認めない。		
石材の運び込み・移動				古墳の保存上認めない。	[申請先:市] 造園業に必要な場合に限り、地下遺構や周辺景観に影響のない範囲で認める。ただし、古墳の石室石材は認めない。	
木竹等の管理	伐採 (幹を切ること及び枝を切断して除去すること) (施行令第5条第4項第1号トによる)			[申請先:市] 史跡の保存管理、活用に必要な場合に限り、古墳の保存や周辺景観への影響がない範囲で認める。		[事前に市と協議] 史跡の保存管理、活用や山林管理上必要な場合に限り、古墳の保存に影響のない範囲で認める。
	伐根・植栽・植樹			[申請先:国] 史跡の保存管理、活用に必要な場合に限り、古墳の保存や周辺景観への影響がない範囲で認める。		[申請先:国／対象が少数で軽微な場合は、申請先:市] 史跡の保存管理、活用や山林管理上必要な場合に限り、地下遺構や周辺景観に影響のない範囲で認める。

※申請先：国＝文化庁、市＝八尾市教育委員会

(5) 植木畑における現状変更の取扱い

①基本的な考え方

表 6-4 に示すように通常の木竹等の管理である伐根・植栽・植樹については、国による現状変更の許可が必要である。しかし、史跡指定地の中心である服部川支群の57.5%が植木畑である現状から、古墳の保存と植木畑における営農の共存を基本とした保存管理を行う。

この高安千塚古墳群特有の植木畑における営農との調整を図るため、植木畑においては、植木の更新（植替え）や植付け等が農作業に必要な日常的な維持管理であることから、古墳及び周辺景観への影響が最小限にとどまる範囲においては、現状変更にあたらないとして、以下のとおり取扱う。

②対象

服部川支群の史跡指定地において、営農を行っている植木畑

③取扱いの原則

植木畑での現地調査により、植木の樹高3mを基準として高木と中低木に分けると、中低木は概ね深さ0.5m以内の根穴で、耕作土（盛土）内の掘削に収まることから、植木の植替えは、地下遺構に影響のない範囲で認める。

新たな植木（中低木まで）の植付けについては、第1種地区では認められないが、第2種及び第3種地区では地下遺構に影響のない範囲で認める。

ただし、保存管理区分が不明確な場合、遺構確認調査が必要となる場合がある。

④取扱いの方法

表 6-5 で示すように、保存管理区分の第1～第3種地区ごとに、植木の植替え等の現状変更の取扱いを行う。

植替えの取扱いは、土地所有者（耕作者）の理解に努め、事前協議を行った上で、植木の現況を記録した「古墳管理台帳」をもとに対応する（図 6-18 参照）。

⑤定期的な観察

植木は、現在は中低木であっても、将来、高木に成長する可能性がある。そのため、古墳の保存上注意を要する植木については、定期的に植木の状況を確認するとともに、「古墳管理台帳」に定期観察結果の記録を履歴として残し、適切な保存及び管理を継続的に行う。

表 6-5 植木畑における地区別の現状変更の取扱い基準

現状変更の内容		第1種地区	第2種地区	第3種地区
		石室及び良好に遺存する墳丘範囲	上部が削平された墳丘範囲	古墳の周辺
畑での日常的な耕作		古墳の保存への影響がない範囲で認める。		
農地のための新たな盛土 (約 0.5m 程度まで)		古墳の保存上認めない。		[申請先:国] 農作業に必要な場合に限り、地下遺構や周辺景観に影響のない範囲で認める。
栽培用の植木	伐採(幹を切ること及び枝を切断して除去すること)・切り枝・剪定 (日常的な維持管理)	古墳の保存への影響がない範囲で認める。		
	既存の中低木の更新(植替え) (樹高3m未満・根穴深さ0.5m以内)	[申請先:市] 墳丘・石室への影響がない範囲で認める。	[事前に市と協議] 地下遺構に影響のない範囲で認める。	
	既存の高木の更新(植替え) (樹高3m以上・根穴の深さ0.5m以上)	古墳の保存上認めない。	[申請先:市] 地下遺構に影響がない範囲で認める。	[事前に市と協議] 地下遺構に影響のない範囲で認める。
	新たな植付け (中低木までに限る。高木の場合は別途協議)	古墳の保存上認めない。	[事前に市と協議] 地下遺構に影響のない範囲で認める。	

※申請先：国＝文化庁、市＝八尾市教育委員会

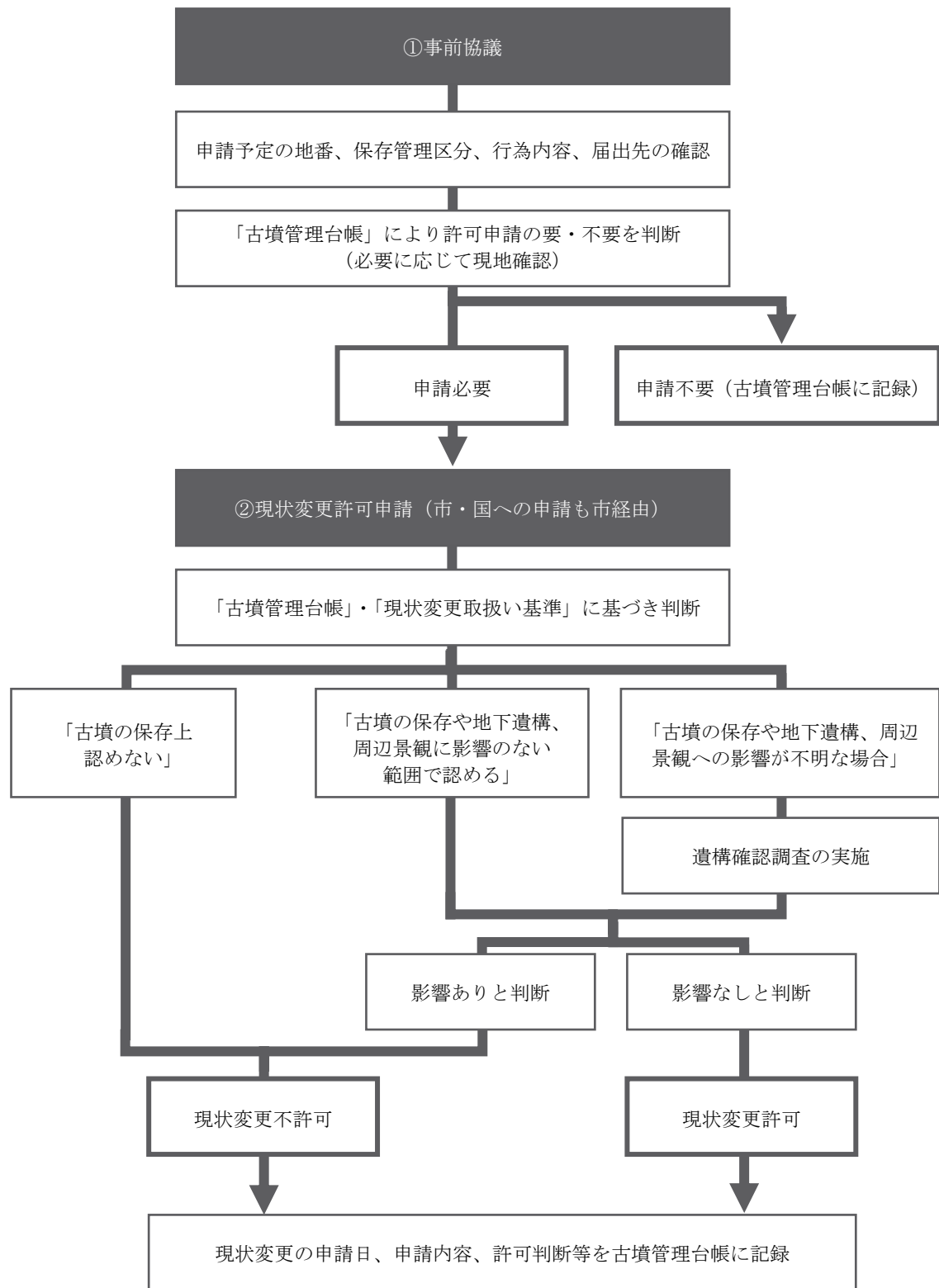


図 6-18 現状変更に関する取扱いのフロー